

民法・不動産登記法（所有者不明土地関係）等の改正に関する要綱案のたたき台（1）

第1部 民法の見直し

第1 相隣関係

1 隣地使用权

民法第209条の規律を次のように改めるものとする。

- ① 土地の所有者は、次に掲げる目的のため必要な範囲内で、隣地を使用することができる。ただし、居住者の承諾がなければ、その住家に立ち入ることはできない。
- ア 境界又はその付近における障壁、建物その他の工作物の築造、収去又は修繕
イ 境界標の調査又は境界に関する測量
ウ 後記2③の規律による枝の切取り
- ② ①の場合には、その使用方法は、隣地のために損害が最も少ないものを選ばなければならない。
- ③ ①の規律により隣地を使用する者は、あらかじめ、その旨を隣地の所有者及び隣地を現に使用している者（④において「隣地使用者」という。）に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難なときは、使用を開始した後、遅滞なく、通知することをもって足りる。
- ④ ①の場合において、隣地の所有者又は隣地使用者が損害を受けたときは、その償金を請求することができる。

（補足説明）

本文は、部会資料46の第1と基本的に同じ考え方によりつつ、第18回会議の意見を踏まえ、法的構成を改めている。

すなわち、第18回会議においては、隣地使用权に関する規律は、隣地を使用しようとする土地の所有者と隣地の所有者の権利関係を調整するものであることを前提として再構成すべきであるという意見や、承諾を求めること自体は当然に可能であり、「承諾を求めることができる」という規律の意味が明確ではなく、適切ではない等の指摘があった。

部会資料46においては、第1の②で、隣地所有者等の明示的な承諾がなくとも隣地を使用することができることを前提としつつ、他方で、いずれにしても、事前に連絡することは隣地所有者の利益保護の観点から必要であることから、そのことを第1の①において「承諾を求めることができる」という表現で表していた。そこで、この内容を実質的に維持しつつ、前記の議論を踏まえ、本文①において、端的に、土地の所有者は、一定の目的のために隣地を使用することができるとする構成とし、本文③において、原則として、あらかじめ隣地の所有者及び隣地を現に使用している者に対して通知しなければならない

こととした。

なお、このような構成をとったとしても、隣地所有者等が隣地使用に対する妨害行為等を行い、これを排除しなければ権利を実現することができないケースでは、裁判所の判決を得ることなく私的に実力を行使して排除することは認められないと解される（このようなケースでは、妨害行為の差止めの判決を得て権利を実現することになる。）。

部会資料46第1③では、急迫の事情等がある場合には、隣地所有者等に対する承諾を得ることなく隣地使用できるとすることを提案していたが、上記のように法的構成を改めたことに伴い、表現を改めている。

また、部会資料46第1③では、事後の通知について記載をしていなかった。改めて検討すると、隣地所有者及び隣地使用者に対する事前の通知をすることができないような急迫の事情がある場合に、土地の所有者による隣地使用を認めるとしても、隣地所有者及び隣地使用者は、土地所有者による隣地の使用状況を把握しておくべきであると考えられる。そこで、本文③において、急迫の事情がある場合を念頭に、土地の所有者が、あらかじめ通知することが困難なときは、隣地使用を開始した後、遅滞なく、隣地所有者及び隣地使用者に通知しなければならないこととした。

また、第9回会議及び第18回会議において、隣地の使用方法の相当性に関する規律を設けるべきであるという意見があったことを踏まえ、本文②において、隣地の使用方法は、隣地のために損害が最も少ないものを選ばなければならないこととした。

加えて、本文①から③までの規律を前提として、隣地使用に伴って隣地の所有者又は隣地使用者に損害が生じた場合には償金を支払う必要があると考えられることから、本文④において、現行民法第209条第2項の償金の規律を改めることとした。

なお、第18回会議における議論を踏まえ、本文①ただし書において、住家への立入りに関する表現ぶりを改め、居住者の承諾がなければ、その住家に立ち入ることはできないこととした。

2 竹木の枝の切除等

民法第233条第1項の規律を次のように改めるものとする。

- ① 土地の所有者は、隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。
- ② ①の場合において、竹木が数人の共有に属するときは、各共有者は、その枝を切り取ることができる。
- ③ ①の場合において、次に掲げるときは、土地の所有者は、その枝を切り取ることができる。
 - ア 竹木の所有者に枝を切除するよう催告したにもかかわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき。
 - イ 竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき。
 - ウ 急迫の事情があるとき。

(補足説明)

本文は、部会資料46の第2と基本的に同じである。

第18回会議における議論を踏まえ、竹木が数人の共有に属する場合の規律については、端的に、竹木の共有者の権限の規律として整理し、本文②において、竹木が数人の共有に属するときは、各共有者は、越境した枝を切り取ることができることとした。

なお、部会資料46の第2の1(1)③cにおいて、「著しい損害」を避けるため必要があるときにも、越境した枝を土地所有者自ら切り取ることができることを提案していたが、急迫の事情がない場合には、竹木の所有者に対して催告をしなければならないとすることが相当と考えられるため、本文③ウにおいては、急迫の事情がある場合に、越境した枝を自ら切り取ることができることとした。

3 継続的給付を受けるための設備設置権及び設備使用权

継続的給付を受けるための設備設置権及び設備使用权について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 土地の所有者は、他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用しなければ電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付（以下①及び⑧において「継続的給付」という。）を受けることができないときは、継続的給付を受けるため必要な範囲内で、他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用することができる。
- ② ①の場合には、設備の設置又は使用の方法は、他の土地又は他人が所有する設備（③において「他の土地等」という。）のために損害が最も少ないものを選ばなければならない。
- ③ ①の規律により他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用する者は、あらかじめ、その旨を他の土地等の所有者及び他の土地を現に使用している者に通知しなければならない。
- ④ ①の規律による権利を有する者は、①の規律により他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用するために当該他の土地又は当該他人が所有する設備がある土地を使用することができる。この場合においては、前記1の①ただし書及び②から④までの規律を準用する。
- ⑤ ①の規律により他の土地に設備を設置する者は、その土地の損害（④において準用する前記1の④に規律する損害を除く。）に対して償金を支払わなければならない。ただし、1年ごとにその償金を支払うことができる。
- ⑥ ①の規律により他人が所有する設備を使用する者は、その設備の使用を開始するために生じた損害に対して償金を支払わなければならない。
- ⑦ ①の規律により他人が所有する設備を使用する者は、その利益を受ける割合に応じて、その設置、改築、修繕及び維持に要する費用を負担しなければならない。
- ⑧ 分割によって他の土地に設備を設置しなければ継続的給付を受けることができない土地が生じたときは、その土地の所有者は、継続的給付を受けるため、他の分割者の所有地のみに設備を設置することができる。この場合においては、⑤の規律は、適用しない。
- ⑨ ⑧の規律は、土地の所有者がその土地の一部を譲り渡した場合について準用する。

(補足説明)

1 継続的給付を受けるための設備設置権及び設備使用权の構成について

本文は、部会資料46の第3の1及び3と基本的に同じ考え方によりつつ、第18回会議における議論を踏まえ、その構成を改めている。

すなわち、継続的給付を受けるための設備設置権等は、基本的には、近隣の土地等の所有者間の権利関係を調整するものであり、他の土地又は他人が所有する設備（以下「他の土地等」という。）の所有者は設備の設置等を受忍すべき義務を負うことになることや、前記1の隣地使用権における議論と同じく、部会資料46の第3の1の「承諾を求めることができる」の意味が明確ではなく、適切ではないと考えられることに鑑みると、端的に、土地の所有者は、他の土地等に設備等を設置・使用することができるとした上で、利害関係者である他の土地等の所有者及び他の土地を現に使用している者に対する事前通知義務を負うと構成することが適切であると考えられる。

そこで、本文①において、土地の所有者は、継続的給付を受けるため必要な範囲内で、他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用することができることとし、本文③において、あらかじめ他の土地等の所有者及び他の土地を現に使用している者に対して通知しなければならないこととした。なお、このような構成をとったとしても、他の土地の所有者等が設備設置等に対する妨害行為等を行い、これを排除しなければ権利を実現することができないケースでは、裁判所の判決を得ることなく私的に実力を行使して排除することは認められないと解される（このようなケースでは、妨害行為の差止めの判決を得て権利を実現することになる。）。

第18回会議においては、土地の所有者が、継続的給付を受けるためには複数の土地のいずれかに設備を設置することが考えられる場合に、いずれの土地に設備を設置すべきかを特定することができないのではないかと指摘があったが、本文②により、設備を設置すべき土地については、個別の事案ごとに、継続的給付を受ける必要性和他の土地に生じる損害を踏まえて、損害が最も少ないと考えられる土地を特定することになると解される一方で、より具体的で画一的な基準を設けることは困難であると考えられる。公道に至るための通行権の規律においても、周りを取り囲んでいる土地のうちどの土地を通行するかや、既存通路が複数存在する場合にどの通路を通行するか等が問題となるが、通行の場所及び方法は、通行権を有する者のために必要であり、かつ、他の土地のために損害が最も少ないものを選ばなければならないとされ、通行すべき土地に関して画一的な基準は設けられていない（民法第211条第1項）。

以上を踏まえ、本文②においては、部会資料46の第3の1④の規律を基本的に維持することとした。

2 設備の設置・使用のために他の土地を使用する場合の規律について

部会資料46の第3の1（注1）において、設備を設置し又は設備を使用する工事のために隣地使用する場合の規律を設けることを提案していたが、設備を設置する土地や使用する設備がある土地が対象土地の隣地ではない場合も考えられるため、前記1の隣地使用権の規律とは別の規律を設ける必要がある。

そこで、本文④において、本文①の規定による権利を有する者は、他の土地に設備を

設置し、又は他人が所有する設備を使用するために当該他の土地又は当該他人が所有する設備がある土地を使用することができることとし、この場合においては、隣地使用権の規律（前記1の①ただし書及び②から④まで）を準用することとした。

3 償金等の規律について

本文⑤では、償金に関する部会資料46の第3の3の内容を改めて整理している。

(1) 土地の所有者が、他の土地に設備を設置する場合に支払うべき償金には、2種類のものがあると考えられる。

第1は、本文④の規律に基づいて他の土地を使用する場合に当該土地の所有者や当該土地の使用者に一時的に生じる損害に対する償金であるが、これは一時金として支払われるべきであると考えられる。

第2は、設備の設置によって土地が継続的に使用することができなくなることによって生じる損害に対する償金であるが、これは公道に至るための通行権の規律（民法第212条ただし書）と同様に、1年ごとの定期払の方法を認めることが適切であると考えられる。

そこで、本文⑤において、これらの償金を区別し、前者については隣地使用権の償金の規律（前記1の④）と同様の規律に服させることとし、後者については、1年ごとにその償金を支払うことができることとした。

(2) 土地の所有者が、他人が所有する設備を使用する場合に支払うべき償金も、大別して2種類のものがあると考えられる。

第1は、本文④の規律に基づいて設備のある土地を使用する場合に当該土地の所有者や当該土地の使用者に一時的に生じる損害金や当該設備の所有者に一時的に生じる損害に対する償金であるが、これらは一時金として支払われるべきであると考えられる。

第2は、土地の所有者が継続的に使用する設備の設置、改築、修繕及び維持に要する費用であるが、土地の所有者はその利益を受ける割合に応じてその費用を負担することとするのが合理的であると考えられる。そこで、本文④（隣地使用権の償金の規律（前記1の④）の準用）、本文⑥及び⑦において、これらの償金及び費用負担に関する規律を設けることとした。

4 土地の分割又は一部の譲渡によって継続的給付を受けることができない土地が生じた場合の規律について

本文⑧及び⑨は、部会資料46の第3の3③と基本的に同じであるが、土地の分割又は一部の譲渡がされたとしても、既設の設備の所有者が直ちに変更されるわけではないため、土地の分割等によって他人が所有する設備を使用しなければ継続的給付を受けることができない土地が生じることは想定されないことから、本文⑧及び⑨においては、この部分の規律を除いている。なお、土地の分割等とともに、当該土地の上の既設の設備についても譲渡がされることによって、設備を使用しなければ継続的給付を受けることができない土地が生じるケースは想定し得るが、この場合には、当該土地の所有者は、当該設備がその分割等がされた他方の土地の上にある限りにおいて、基本的には、本文②により、当該設備を使用することが損害の最も少ない方法として特定され、当該設備を使用しなければならないことになると考えられる。

5 導管等の設置場所又は使用方法の変更に関する規律について

部会資料46の第3の2においては、導管等の設置場所又は使用方法の変更に関する規律を設けることを提案していた。

しかし、本文①において、設備の設置権は、他の土地等の所有者の承諾の有無にかかわらず発生する法定の権利であると構成を改めたことから、事情の変更によって、要件を満たさなくなった場合には当該権利は消滅し、又は本文②により損害が最も少ない設備の設置若しくは使用方法が変更されることになると考えられ、設備の設置場所又は使用方法の変更に関する特別の規律を設ける必要性は高くないと考えられる。公道に至るための通行権においても、通行の場所又は方法の変更に関する規律は置かれていない。

以上を踏まえ、導管等の設置場所又は使用方法の変更に関する特別の規律を設けないこととした。

第2 共有等

1 共有物を使用する共有者と他の共有者との関係等

共有物を使用する共有者と他の共有者との関係等について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 共有物を使用する共有者は、別段の合意がある場合を除き、他の共有者に対し、その使用の対価を償還する義務を負う。
- ② 共有者は、善良な管理者の注意をもって、共有物の使用をしなければならない。

(補足説明)

部会資料40の4と、基本的に内容は同じである。表現ぶりについては、よりわかりやすいものとするべく、改めている。

2 共有物の変更行為

民法第251条の規律を次のように改めるものとする。

各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、共有物に変更（その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く。）を加えることができない。

(補足説明)

部会資料40の1においては、変更行為に該当するものであっても、共有物の改良を目的とし、かつ、著しく多額の費用を要しない行為については、民法第252条の規律により持分の価格の過半数により決定できるとすることを提案していた。これに対しては、第17回会議において、「共有物の改良を目的とし」という要件に関して、客観的に価値を高めるものでない行為についても過半数により決定できるようにすべきであるという意見や、「著しく多額の費用を要しない」という要件に関して、その内容が不明確であり、費用という切り口による限定をすべきではないという意見があった。

これらの意見はいずれも、目的や費用の多寡を問わず、客観的に共有者に与える影響が軽微であると考えられる場合には、持分の価格の過半数により決定できるとすべきというものであると考えられるところであり、これらの意見を踏まえて、変更行為に

該当するものであっても、その形状又は効用の著しい変更を伴わない行為については、後記3①の規律に基づいて、持分の価格の過半数により決定できるとすることとした。

3 共有物の管理

民法第252条の規律を次のように改めるものとする。

- ① 共有物の管理に関する事項は、民法第251条の場合を除き、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する。共有物を使用する共有者があるときも、同様とする。
- ② ①の規律による決定が、共有者間の決定に基づいて共有物を使用する共有者に特別の影響を及ぼすべきときは、その承諾を得なければならない。
- ③ 共有者は、①及び②の規律により、共有物に、次のアからエまでに掲げる賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利（次のアからエまでにおいて「賃借権等」という。）であって、次のアからエまでに定める期間を超えないものを設定することができる。
 - ア 樹木の栽植又は伐採を目的とする山林の賃借権等 10年
 - イ 前号の賃借権等以外の土地の賃借権等 5年
 - ウ 建物の賃借権等 3年
 - エ 動産の賃借権等 6箇月
- ④ 各共有者は、①から③までの規律にかかわらず、保存行為をすることができる。

(補足説明)

1 本文①、②及び④について

本文①、②及び④は、部会資料40の2(1)①から③までと基本的に同内容である。表現ぶりについては、第17回会議における議論を踏まえ、よりわかりやすいものとするべく、改めている。この規律は、遺産共有にも適用されることを前提としているが、配偶者居住権が成立した場合には、他の共有者は、配偶者居住権者の使用収益を受忍すべき立場になるため、別途、消滅の要件を満たさない限り配偶者居住権は存続し（民法第1032条第4項、第1038条第3項参照）、本文①の規律に基づいて配偶者居住権を消滅させることはできないと考えられる。また、第三者に使用権を設定している場合においても、同様に、本文①の規律に基づいて当該使用権を消滅させることができないと考えられる。

2 本文③について

部会資料40の2(1)④において、持分の過半数の決定により設定した使用権は、所定の期間を超えて存続することができないとする規律を設けることを提案していたが、第17回会議における議論を踏まえ改めて検討すると、持分の過半数の決定により設定することができる使用権に関する規律を設ける必要がある一方で、持分の価格の過半数をもって共有物に関する長期間の賃貸借契約を締結した場合には、その契約は基本的に無効になると解されるものの、持分の過半数によって決することが不相当とはいえない特別の事情がある場合には、変更行為に当たらないとする考え方もあることから、所定の期間を超えて存続することができないとする規律を設けることは、過半数によって決することができる管理行為の範囲を過度に狭めることになりかね

ず、相当ではないと考えられる。そこで、本文③において、本文①の規定によって、共有物に、所定の期間を超えない賃借権等の使用権を設定することができる旨の規律を設けることとした。

- 3 なお、共有者全員の合意とその承継（部会資料40の2(2)）及び共有物の管理に関する手続（部会資料40の3）については、第17回会議における議論も踏まえ、特別の規律を設けないこととした。

4 共有物の管理における催告

共有物の管理における催告について、次のような規律を設けるものとする。

共有者が他の共有者に対し1箇月以上の期間を定めて共有物の管理に関する事項の決議に関し意見を述べて決議に参加すべき旨を催告した場合において、その期間内に意見を述べない共有者があるときは、その共有者は、その決議に参加しない旨を回答したものとみなす。この場合には、当該事項は、決議に参加した共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する。

（補足説明）

部会資料41の第1の1と、基本的に内容は同じであるが、意見を述べない者を決定から除き、意見を述べる者の過半数で決することを明確にする趣旨で表現を整えている。

第17回会議では、全員の同意を要する変更行為も新たな規律の対象に含める案（部会資料41の第1の1（注1））に賛成する意見や、裁判所の決定を要求する案（部会資料41の第1の1（注2））に賛成する意見もあった。

もともと、部会資料41の第1の1の補足説明でも記載していたとおり、裁判所の関与を要求することは、当事者の負担が重く相当でないとの指摘や、裁判所が判断すべき事項が特になく、裁判所の関与を求める意義に乏しいとも考えられるとの指摘があり、第17回会議でも、裁判所の関与を求めない案に賛成する意見があった。また、裁判所の関与を求めないことも関連するが、新たな規律の対象には、全員の同意を要する変更行為を含めるべきではないとの意見に賛成する意見もあった。

以上を踏まえ、本文のとおり提案している。

なお、この規律は、遺産共有にも適用されることを前提している（後記11参照）。

5 所在等不明共有者がいる場合の特則

所在等不明共有者がいる場合の特則について、次のような規律を設けるものとする。

(1) 要件等

① 共有者が他の共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、裁判所は、共有者の請求により、当該他の共有者以外の他の共有者の同意を得て共有物に変更（その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く。）を加えることができる旨の裁判をすることができる。

② 共有者が他の共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、裁判所は、共有者の請求により、次のア及びイに掲げる裁判をする

ことができる。

ア 当該他の共有者以外の共有者の持分の価格に従い、その過半数で共有物の管理に関する事項を決することができる旨の裁判

イ 共有者において当該他の共有者以外の共有者に対し1箇月を下らない期間を定めて共有物の管理に関する事項の決議に関し意見を述べて決議に参加すべき旨を催告し、その期間内に意見を述べない共有者があるときは、その共有者は、その決議に参加しない旨を回答したものとみなし、決議に参加した共有者の持分の価格に従い、その過半数で共有物の管理に関する事項を決することができる旨の裁判

(2) 手続等

① 裁判所は、次に掲げる事項を公告し、かつ、イの期間が経過しなければ、(1)の裁判をすることができない。この場合において、イの期間は、1箇月を下ってはならない。

ア 当該財産について(1)の裁判の申立てがあったこと。

イ 裁判所が(1)の裁判をすることについて異議があるときは、当該他の共有者は一定の期間までにその旨の届出をすべきこと。

ウ イの届出がないときは、裁判所が(1)の裁判をすること。

② 裁判所は、当該他の共有者等が異議を述べなかったときは、(1)の裁判をしなければならない。

(注) (1)の裁判に係る事件は当該裁判に係る財産の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属するものとするなど、裁判所の手続に関しては所要の規定を整備する。

(補足説明)

1 (1) (要件等) について

本文は、部会資料41の第1の2と基本的な内容は同じである。ただし、問題となる場面が複数あるため、それに応じて裁判の内容を書き分けている。

なお、部会資料41の第1の2では、裁判所の関与を必要としない案(同(注1))や、対象となる行為を限定する案(同(注2))を取り上げていたが、第17回会議での議論状況を踏まえ、取り上げていない。

本文①では、「共有物に変更を加えることができる旨の裁判」としているが、後記9及び10との対比からも明らかなおり、ここでいう裁判の対象となる行為に、共有者が持分それ自体を失うこととなる行為(持分の譲渡のほか、抵当権の設定など)は含まれない。

この規律は、遺産共有にも適用されることを前提している(後記11参照)。

2 (2) (手続等) について

本文①及び②は、部会資料41の第1の2(注4)と内容は同じである。

なお、(1)の裁判は、非訟事件に該当するので、非訟事件手続法第2編(非訟事件の手続の通則)が適用されることとなるが、管轄の規定など個別事件の規定については所要の規定を整備することとなる。(注)では、管轄について部会資料41の第1の2の

補足説明に記載していた内容を記載した上で、所要の規定を整備することを記載している。

6 共有物の管理者

共有物の管理者について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 共有者は、3の規律により、共有物を管理する者（②から⑤までにおいて「共有物の管理者」という。）を選任し、又は解任することができる。
- ② 共有物の管理者は、共有物の管理に関する行為をすることができる。ただし、共有者の全員の同意を得なければ、共有物に変更（その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く。③において同じ。）を加えることができない。
- ③ 共有物の管理者が共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、裁判所は、共有物の管理者の請求により、当該共有者以外の共有者の同意を得て共有物に変更を加えることができる旨の裁判をすることができる。
- ④ 共有物の管理者は、共有者が共有物の管理に関する事項を決した場合には、これに従ってその職務を行わなければならない。
- ⑤ ④の規律に違反して行った共有物の管理者の行為は、共有者に対してその効力を生じない。ただし、共有者は、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

（補足説明）

部会資料4-1の第4と内容は同じである。ただし、本文①は、その選任又は解任が前記3の規律によって行われることを明記しているほか、本文③は、前記5の提案を踏まえたものとしている（本文③の対象には、共有者が持分それ自体を失うこととなる行為（持分の譲渡のほか、抵当権の設定など）は含まれない。）。なお、本文③の裁判の手続は、基本的に、前記5の(2)と同じである。この規律は、遺産共有にも適用されることを前提としている（後記7参照）。

なお、第三者を管理者とした場合の管理者と共有者との間の委任契約の関係や、共有者の1人を管理者とした場合の管理者と他の共有者との関係については、部会資料4-1の第4において一応の整理をしているが、いずれにしても、管理者との間の実際の契約内容等によって最終的に定まることとなると解されるため、特段の規律を置かないこととしている。

7 裁判による共有物分割

民法第258条の規律を次のように改めるものとする。

- ① 共有物の分割について共有者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、その分割を裁判所に請求することができる。
- ② 裁判所は、次に掲げる方法により、共有物の分割を命ずることができる。
 - ア 共有物の現物を分割する方法
 - イ 共有者に債務を負担させて、他の共有者の持分の全部又は一部を取得させる方法

- ③ ②に規律する方法により共有物を分割することができないとき、又は分割によってその価格を著しく減少させるおそれがあるときは、裁判所は、その競売を命ずることができる。
- ④ 裁判所は、共有物の分割の裁判において、当事者に対して、金銭の支払、物の引渡し、登記義務の履行その他の給付を命ずることができる。

(補足説明)

第18回会議においては、いわゆる賠償分割の規律について、判断要素を明確化すべきという意見があった一方で、賠償分割が現物分割に劣後するかのような疑義を生じさせるべきではないという意見もあるため、これらの意見をそれぞれ反映して適切な規律を設けることは困難であることから、本文においては、部会資料47の考え方を基本的に維持することとした。

なお、賠償分割について、部会資料47②イのように「金銭を支払わせて、その持分を取得させる方法」とすると、金銭の支払が持分取得の条件となるとの誤解を生じさせるおそれがあるため、本文②イにおいては、「共有者に債務を負担させて、他の共有者の持分の全部又は一部を取得させる方法」とすることとした。

8 相続財産に属する共有物の分割の特則

相続財産に属する共有物の分割の特則について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 共有物の全部又はその持分が相続財産に属する場合において、共同相続人間で当該共有物の全部又はその持分について遺産の分割をすべきときは、当該共有物又はその持分について前記7の規律による分割をすることができない。
- ② 共有物の持分が相続財産に属する場合において、相続開始の時から10年を経過したときは、①の規律にかかわらず、相続財産に属する共有物の持分について前記7の規律による分割をすることができる。ただし、当該共有物の持分について遺産の分割の請求があった場合において、相続人が当該共有物の持分について前記7の規律による分割をすることに異議の申出をしたときは、この限りでない。
- ③ 相続人が②ただし書の申出をする場合には、当該申出は、当該相続人が前記7①の規律による請求を受けた裁判所から当該請求があった旨の通知を受けた日（当該相続人が同項の規定による請求をした場合にあっては、当該請求をした日）から2箇月以内に当該裁判所にしなければならない。

(補足説明)

1 本文①について

部会資料42の第1の2(2)では、現在の判例の理解（共有物分割請求訴訟に係る判決では遺産共有の解消をすることができない）を基本的に維持した上で、その例外を定めることを提案していた。もっとも、そのような例外を定めるためには、現在の判例の理解を原則として維持することを示さざるを得ないため、本文①では、その旨を明示している。

2 本文②について

部会資料42の第1の2(2)と内容は同じである。表現ぶりについては、第17回会議での議論を踏まえつつ、よりわかりやすいものとするべく、改めている。

3 本文③について

本文資料42の第1の2(2)の補足説明では、共有物分割請求訴訟の中で相続人間の分割もすることを前提に審理が進められていたが、後に異議の申出がされ、それまでの審理に無駄が生ずる事態も起こることを防止するための措置を講ずる必要がある旨を記載しており、第17回会議でも、同様の指摘があった。

当該訴訟の中で相続人間の分割もすることができるかどうかは、訴訟の進行を考える上で重要であり、早期に決定すべき事柄であると考えられるが、相続の開始から10年間が経過していた場合には、それまでに遺産の分割をするかどうかについて検討する機会が十分にあったと考えられることから、共有物分割の訴えがあった当初の段階で、当該訴訟において相続人間の分割をすることにつき異議の申出をするかどうかを決することを求めることとしても許容されると考えられる。

そこで、本文③のとおり提案している。なお、「当該相続人が前記7①の規律による請求を受けた裁判所から当該請求があった旨の通知を受けた日」とは、当該相続人が訴状の送達を受けた日となることを想定している。裁判による共有物の分割は、本質的には非訟事件であるものの伝統的に訴訟手続で処理する取扱いが確立しているが、民法上は、その旨が明確にされておらず、訴訟で処理することを前提とする文言が用いられていないことから、ここでは、訴状の送達等の用語を用いない表現としている。

4 その他

第17回会議では、地裁と家裁に同時に事件が係属した場合の処理につき言及する指摘が複数あった。共有物分割請求訴訟において当該共有物につき遺産共有関係も解消することについて期間内に異議の申出がされず、その訴訟で遺産共有関係が解消される見込みとなった場合であっても、直ちに、当該共有物の遺産共有の部分が遺産から除外されるものではないが、相続開始から10年を経過し、遺産分割は法定相続分等で処理されることとなり、一部分割も基本的に許される状態になっていることから、事案ごとの判断ではあると思われるが、共有物分割請求訴訟の帰趨を待たずに、当該訴訟の対象を除いて遺産分割をすることもできると解される。

9 所在等不明共有者の持分の取得

所在等不明共有者の持分の取得について、次のような規律を設けるものとする。

(1) 要件等

- ① 不動産が数人の共有に属する場合において、共有者が他の共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、裁判所は、共有者の請求により、その共有者に、当該他の共有者（以下「所在等不明共有者」という。）の持分を取得させる旨の裁判をすることができる。この場合において、請求をした共有者が2人以上あるときは、請求をした各共有者に、所在等不明共有者の持分を請求をした各共有者の持分の割合で按分してそれぞれ取得させる。

- ② ①の請求があった持分に係る不動産について前記7①の規律による請求又は遺産の分割の請求があり、かつ、所在等不明共有者以外の共有者が①の請求を受けた裁判所に①の裁判をすることについて異議がある旨の届出をしたときは、裁判所は、①の裁判をすることができない。
- ③ 所在等不明共有者の持分が相続財産に属する場合（共同相続人間で遺産の分割をすべき場合に限る。）において、相続開始の時から10年を経過していないときは、裁判所は、①の裁判をすることができない。
- ④ 共有者が所在等不明共有者の持分を取得したときは、所在等不明共有者は、当該共有者に対し、当該共有者が取得した持分の時価相当額の支払を請求することができる。
- ⑤ ①から④までの規律は、不動産の使用又は収益をする権利（所有権を除く。）が数人の共有に属する場合について準用する。

(2) 手続等

- ① 裁判所は、次に掲げる事項を公告し、かつ、イ、ウ及びオの期間が経過しなければ、(1)①の裁判をすることができない。この場合において、イ、ウ及びオの期間は、3箇月を下ってはならない。
 - ア 所在等不明共有者の持分について(1)①の裁判の申立てがあったこと。
 - イ 裁判所が(1)①の裁判をすることについて異議があるときは、所在等不明共有者は一定の期間までにその旨の届出をすべきこと。
 - ウ (1)②の異議の届出は、一定の期間までにすべきこと。
 - エ イ及びウの届出がないときは、裁判所が(1)①の裁判をすること。
 - オ (1)①の裁判の申立てがあった所在等不明共有者の持分について申立人以外の共有者が(1)①の裁判の申立てをするときは一定の期間内にその申立てをすべきこと。
- ② 裁判所は、①の公告をしたときは、遅滞なく、登記簿上その氏名又は名称が判明している共有者に対し、①（イを除く。）の規律により公告すべき事項を通知しなければならない。この通知は、通知を受ける者の登記簿上の住所又は事務所に宛てて発すれば足りる。
- ③ 裁判所は、①ウの異議の届出が①ウの期間を経過した後にされたときは、当該届出を却下しなければならない。
- ④ 裁判所は、(1)①の裁判をするには、申立人に対して、一定の期間内に、所在等不明共有者のために、裁判所が定める額の金銭を裁判所の指定する供託所に供託し、かつ、その旨を届け出るべきことを命じなければならない。この裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- ⑤ 裁判所は、申立人が④の規律による決定に従わないときは、その申立人の申立てを却下しなければならない。
- ⑥ (1)①の裁判の申立てがあった裁判所が①の公告をした場合において、その申立てがあった所在等不明共有者の持分について申立人以外の共有者が②オの期間が経過した後に(1)①の裁判の申立てをしたときは、裁判所は、その申立てを却下しなければならない。

(注) (1)①の裁判に係る事件は、当該裁判に係る不動産の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属するものとするなど、裁判所の手続に関しては所要の規定を整備する。

(補足説明)

1 (1) (要件等) について

(1) 本文①及び③から⑤までについて

本文①、④及び⑤の内容は部会資料41の第2の①、②、(注1)及び(注5)と、本文③の内容は部会資料42の第1の3とそれぞれ同じである。

なお、本文③で、所在等不明共有者の持分が相続財産に属する場合とした上で、共同相続人間で遺産の分割をすべき場合に限ってこの規律の対象としているのは、相続は発生しているものの、遺産共有の状態が生じていないケース(例えば、相続人不存在など)を除外するためである。

(2) 本文②について

第17回会議では、遺産分割の調停の申立てがある場合に、遺産分割調停と所在等不明共有者の持分の取得手続との役割分担について言及する指摘があった。遺産共有に限らず、通常共有のケースにおいても、他に分割請求事件が係属しており、その中で、所在等不明共有者の持分も含めて全体について適切な分割を実現することを希望している共有者がいるケースでは、基本的にはその分割請求事件の中で適切な分割をするべきであり、それとは別に、所在等不明共有者の持分のみを共有者の1人が取得する手続を先行させるべきではないと思われる。

そこで、本文②のとおり提案をしている。なお、第17回会議では、相続開始から10年を経過した後に、やむを得ない事由があつて具体的相続分による分割を求めることができるケースでは、新たな規律を用いるべきではないのかとの趣旨の指摘があったが、そのケースも含め、本文②のとおり遺産分割の請求をし、届出をすれば、遺産分割が優先される。

2 (2) (手続等) について

本文①(ウを除く)、②及び⑥は、部会資料41の第1の(注2)(注3)の内容を具体的に書き下したものである。

本文①ウ及びそれに関連する②及び③は、(1)②のとおり異議の届出を認めたことに伴い、その届出期間を定めるものである。

本文④及び⑤は、部会資料41の第1の(注4)の内容を具体的に書き下したものである。

なお、(1)①の裁判は、非訟事件に該当するので、非訟事件手続法第2編(非訟事件の手続の通則)が適用されることとなるが、管轄の規定など個別事件の規定については所要の規定を整備することとなる。(注)では、管轄について部会資料30の第2の1(1)等の補足説明に記載していた内容を記載した上で、所要の規定を整備することを記載している。

10 所在等不明共有者の持分の譲渡

所在等不明共有者の持分の譲渡について、次のような規律を設けるものとする。

(1) 要件等

- ① 不動産が数人の共有に属する場合において、共有者が他の共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、裁判所は、共有者の請求により、その共有者に、当該他の共有者（以下「所在等不明共有者」という。）以外の共有者の全員が特定の者に対してその有する持分の全部を譲渡することを停止条件として所在等不明共有者の持分を当該特定の者に譲渡する権限を付与する旨の裁判をすることができる。
- ② 所在等不明共有者の持分が相続財産に属する場合（共同相続人間で遺産の分割をすべき場合に限る。）において、相続開始の時から10年を経過していないときは、裁判所は、①の裁判をすることができない。
- ③ ①の裁判により付与された権限に基づき共有者が所在等不明共有者の持分を第三者に譲渡したときは、所在等不明共有者は、譲渡をした共有者に対し、不動産の時価相当額を所在等不明共有者の持分に応じて按分して得た額の支払を請求することができる。
- ④ ①から③までの規律は、不動産の使用又は収益をする権利（所有権を除く。）が数人の共有に属する場合について準用する。

(2) 手続等

- ① 前記9(2)①ア、イ及びエ、④から⑥までの規律は、(1)①の裁判に係る事件について準用する。
- ② 所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判により権限を付与された共有者が(1)①の事件の終了した日から2箇月間その権限を行使しないときは、その裁判は、その効力を失う。ただし、この期間は、裁判所において伸長することができる。

(注) (1)①の裁判に係る事件は、当該裁判に係る不動産の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属するものとするなど、裁判所の手続に関しては所要の規定を整備する。

(補足説明)

1 (1) (要件等) について

(1) 本文①及び③について

本文①及び③の内容は、部会資料41の第3と基本的に同じである。ただし、①については、所在等不明共有者以外の共有者は自らその持分を譲渡するものであることや、不動産の持分の全部を売却することが前提となっていることを明確にするために、裁判の内容につき、所在等不明共有者以外の共有者の同意を得て所在等不明共有者の持分を譲渡する権限を付与するのではなく、所在等不明共有者以外の共有者の全員が特定の者に対してその有する持分の全部を譲渡することを停止条件として所在等不明共有者の持分を譲渡する権限を付与することとしている。また、第17回会議での議論を踏まえ、本文③では、時価相当額の支払請求権が発生するのは、上記の譲渡

権限が付与されたときではなく、所在等不明共有者の持分を第三者に譲渡したときであることとしている。

(2) 本文②について

本文②の内容は、部会資料第42の第1の4と同じである。

(3) 本文④について

前記9と同様に、所在等不明共有者の持分の譲渡でも、不動産の使用又は収益をする権利（所有権を除く。）にも新たな規律を準用することとしている。

2 (2) (手続等) について

(1) 公告等

公告等については、前記9(2)①ア、イ及びエ、④から⑥までなどと同様の規律としている。

(2) 裁判の効力

部会資料41の第3(注3)のとおり、この権限付与の裁判を受けた共有者が、長期間にわたって譲渡をしないといた事態が生じ得ることを防止する観点からは、権限付与の裁判については、譲渡をすることができる期限（権限付与の効力の終期）を定めることが考えられる。また、通常、裁判の申立てをする際には、譲渡をする第三者が定まっていると考えられ、あまりに長期間権限の行使を認めることは、相当でないと考えられる。他方で、権限付与の効力の終期を一律に定めると、例外的な事情があるケースに対応することができない。

以上を踏まえ、本文②では、原則として、所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判により権限を付与された共有者が事件の終了した日から2箇月間その権限を行使しないときは、その裁判は、その効力を失うとしつつ、この期間は、裁判所において伸長することができることを提案している（期間の伸長がされ、権限行使期間が長期となると、事情の変更により、供託した金額が相当でなくなるケースもあり得るため、伸長は飽くまでも例外的に認められるものであり、譲渡の見込みがあり、それほど間を置かずに譲渡することができるケースに限られると解される。）。

なお、ここでは、譲渡の効力がその終期までに有効に生じていなければならないことを前提としている。そのため、停止条件の成就（他の共有者の持分の譲渡の効力の発生）も、権限行使期間の終期までに完了している必要がある。他方で、持分の移転の登記は、この終期までに行われている必要はない（第17回会議での意見を踏まえたものである。）。

1 1 相続財産についての共有に関する規定の適用関係

相続財産についての共有に関する規定の適用関係について、次のような規律を設けるものとする。

相続財産について共有に関する規定を適用するときは、民法第900条から第902条までの規定により算定した相続分をもって各相続人の共有持分とする。

(補足説明)

部会資料42の第3では、遺産共有において持分の価格の過半数で決する際には法定相続分（又は指定相続分）を基準とすることとしていた。また、部会資料42の第1の3及び4では、所在等不明相続人の共有持分の取得又は譲渡を可能とする規律を導入することを提案していたが、その対象となる共有持分の割合は、法定相続分又は指定相続分の割合によることとしていた。

判例によれば、基本的に、遺産共有にも、民法第249条以下の規定が適用される場所、部会資料42で掲げた規律以外にも、その基準となる持分が問題となるため（前記9及び10参照）、従前の議論を踏まえ、本文では、相続財産について共有に関する規定を適用するときは、民法第900条から第902条までの規定により算定した相続分をもって各相続人の共有持分とすることとしている。

なお、部会資料42の第3では、新たに設ける共有に関する規律が、原則として遺産共有にも適用される旨を記載していた。このことを変更するものではないが、現行法においても、共有に関する規定は、原則として、遺産共有にも適用されると解されているものの、その旨を明示的に定める規定はないため、ここでは、その旨を特に明示することとはしていない。

第4 相続等

1 相続財産等の管理

(1) 相続財産の管理

相続財産の管理について、次のような規律を設けるものとし、民法第918条第2項及び第3項並びに第926条第2項及び第940条第2項のうちこれらを準用する部分を削るものとする。

- ① 家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によって、いつでも、相続財産の保存に必要な処分を命ずることができる。ただし、相続人が一人である場合においてその相続人が相続の単純承認をしたとき、相続人が数人ある場合において遺産の全部の分割がされたとき又は民法第952条第1項の規定により相続財産の清算人が選任されているときは、この限りでない。
- ② 民法第27条から第29条までの規定は、①の規律により家庭裁判所が相続財産の管理人を選任した場合について準用する。

(補足説明)

- 1 本文は、部会資料45の2(1)アからエまでと基本的に同じである。

なお、本文①により選任された相続財産管理人の権限、義務、職務等（部会資料45本文2(1)イからエまで）については、現行の民法第918条第1項により選任される相続財産管理人と同じく、本文②のとおり、不在者財産管理人に関する規定を準用することとしている。

民法第952条第1項の規定により選任される相続財産の管理人の名称の変更については、後記2(1)参照。

- 2 第18回会議においては、本文①により選任された相続財産管理人と、相続人や他の規律により選任される管理人との権限や優劣関係の整理を求める意見があったが、本文

②の相続財産管理人は、いわば、現行の民法第918条第1項の相続財産管理を命ずることが可能な場面を拡張するものであって、同項により選任される相続財産管理人の地位や権限等を変えるものではないから、相続人や他の既存の規律により選任される管理人との関係等についても、同項の相続財産管理人との関係等と同じになると考えられる。

なお、新設される所有者不明土地管理人との関係については、所有者不明土地管理人が選任されているときは、その土地の管理処分権は所有者不明土地管理人に専属することとなる（部会資料43本文(1)イ①参照）から、本文①の相続財産管理人がその土地について管理処分権を有することはないことなど、部会資料43の2ページ及び3ページと同じである。

(2) 相続の放棄をした者による管理

民法第940条第1項の規律を次のように改めるものとする。

相続の放棄をした者が、その放棄の時に相続財産に属する財産を現に占有しているときは、相続人又は民法第952条第1項の相続財産の清算人に対して当該財産を引き渡すまでの間、自己の財産におけるのと同一の注意をもって、その財産を保存しなければならない。

(補足説明)

部会資料45本文3(1)と基本的に同じである。

なお、相続人のあることが明らかでないことにより相続財産法人が成立している場合には、第952条第1項の相続財産の清算人（名称の変更については、後記2(1)参照。）に財産を引き渡すこととなることから、その旨の文言の修正をし、また、末尾の文言は、相続財産の管理に関する注意義務の程度に関する現行の民法上の他の規律の文言（民法第918条第1項等）に揃える修正をしているが、規律の実質を部会資料45本文3(1)から変えるものではない。

なお、ここでは、「占有」をすることができる財産のみを直接の対象としているが、「財産を現に占有している」との表現で、ここでいう財産は「占有」することができるもののみを指していることが明らかであると思われるので、この点の文言の修正はしていない。

(3) 不在者財産管理制度及び相続財産管理制度における供託等及び取消し

不在者財産管理人による供託等に関し、次のような規律を設けるとともに、不在者の財産の管理に関する処分の取消しの規律を見直し、管理すべき財産の全部が供託されたときをその処分の取消事由とした上で、本文(1)①により選任される相続財産管理人についてもこれらの規律を準用するものとする。

① 家庭裁判所が選任した管理人は、不在者の財産の管理、処分その他の事由により金銭が生じたときは、不在者のために、当該金銭を不在者の財産の管理に関する処分を命じた裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所の管轄区域内の供託所に供託することができる。

② 家庭裁判所が選任した管理人は、①の規律による供託をしたときは、法務省

令で定めるところにより、その旨その他法務省令で定める事項を公告しなければならない。

(補足説明)

部会資料45本文1(1)及び本文2(1)オと同じである。

2 相続財産の清算

(1) 相続財産の清算人への名称の変更

民法第936条第1項及び第952条の「相続財産の管理人」の名称を「相続財産の清算人」に改める。

(補足説明)

第15回会議で指摘があったとおり、今般の見直しでは、相続人のあることが明らかでない場合も含めて前記1(1)のとおり相続財産の清算を目的としない相続財産管理人の選任を可能とすることとしているが、異なる目的を有するものを同一の名称で呼ぶことは相当ではないと考えられる。そこで、前記1(1)の相続財産管理制度との区別の観点から、民法第952条第1項に基づき選任される「相続財産の管理人」の名称を「相続財産の清算人」と改めることとしている。

また、相続人が数人ある場合の限定承認に関する民法第936条第1項に基づき選任される相続財産管理人も、相続財産の清算を行うことをその職務とするものであるから、同様の観点から、同項に基づき選任される「相続財産の管理人」の名称を「相続財産の清算人」と改めることとしている。

(2) 民法第952条以下の清算手続の合理化

民法第952条第2項及び第957条の規律をそれぞれ次のように改め、第958条を削るものとする。

- ① 民法第952条第1項の規定により相続財産の清算人を選任したときは、家庭裁判所は、遅滞なく、その旨及び相続人があるならば一定の期間内にその権利を主張すべき旨を公告しなければならない。この場合において、その期間は、6箇月を下ることができない。
- ② ①の公告があったときは、相続財産の清算人は、全ての相続債権者及び受遺者に対し、2箇月以上の期間を定めて、その期間内にその請求の申出をすべき旨を公告しなければならない。この場合において、その期間は、①の規律により相続人が権利を主張すべき期間として家庭裁判所が公告した期間が満了するまでに満了するものでなければならない。

(補足説明)

部会資料45の2(2)①及び②と基本的に同じである。

なお、相続人搜索の公告(本文①)の期間内に相続人としての権利を主張する者がいないときは、管理人に知れなかった相続債権者及び受遺者も含めいわゆる失権効が生ずる(現

行の第958条の2)ことから、相続債権者及び受遺者に対し請求の申出を促すための公告(本文②)の期間については、本文①の公告期間の満了するまでに満了する必要がある。また、部会資料45の2(2)②では、①の公告があった後2箇月以内に相続人のあることが明らかにならなかったときに、相続債権者等に対する請求の申出の公告をすることとしていたが、①の公告から必ず2箇月経過しなければ請求の申出の公告をすることができないとするまでの理由はなく、相続財産の清算人が事案に応じて適切と認める時期にこの公告をすれば足りると考えられる。

そこで、本文②の後段では、その旨を明確にするための文言を付記している。

3 遺産分割に関する見直し

(1) 期間経過後の遺産の分割における相続分

遺産の分割について、次のような規律を設けるものとする。

民法第903条から第904条の2までの規定は、相続開始の時から10年を経過した後にする遺産の分割については、適用しない。ただし、次の①及び②のいずれかに該当するときは、この限りでない。

① 相続開始の時から10年を経過する前に、相続人が家庭裁判所に遺産の分割の請求をしたとき。

② 相続開始の時から始まる10年の期間の満了前6箇月以内の間に、遺産の分割を請求することができないやむを得ない事由が相続人にあった場合において、その事由が消滅した時から6箇月を経過する前に、当該相続人が家庭裁判所に遺産の分割の請求をしたとき。

(補足説明)

部会資料42の第1の1、2及び5の内容と実質的に同じである。

ただし、第17回会議では、具体的相続分による分割を求めることができなくなることの法的性質について整理すべき旨の指摘があった。

部会資料42の第1の1では、「…家庭裁判所は、民法第903条から第904条の2までの規定にかかわらず、同法第900条から第902条までの規定による相続分(法定相続分又は指定相続分)に応じて遺産を分割しなければならない。」とし、新たな規律が、飽くまでも手続上の基準にすぎないと読める表現となっていた。しかし、調停・審判は実体法に則して行われるべきものであるし、協議による場合と適用される規律が異なることは相当ではないため、基本的に一定の期間の経過後には具体的相続分による分割を求める利益は失われると整理し、端的に、10年の期間経過後の遺産の分割には、特別受益・寄与分の規定は適用しないとしている(ただし、10年の期間経過後に、相続人間で具体的相続分による分割をするとの合意がされた場合には、協議によるケースはもちろん、調停・審判によるケースでも、その合意によることは、部会資料42の第1の5の補足説明のとおりである。)

なお、このこととも関連するが、10年の期間経過後に、具体的相続分による分割を求める利益について、遺産分割とは別に、不当利得等に基づき請求することを認めることは、想定をしていない。やむを得ない事由がある場合の救済は、本文②により対応するこ

とを想定している。

なお、やむを得ない事由について、部会資料42の第1の5では、「(遺産の分割を禁止する定めがあることその他)やむをえない事由」と記載していたが、このような例示があると、やむを得ない事由があるのは法律上の障害がある場合に限られることになるとの指摘があったこと等を踏まえ、例示をすることはしていない。

また、この規律は、「相続開始の時から始まる10年の期間の満了前6箇月以内の間に」、「やむを得ない事由」がその時点の相続人(当初の相続人が死亡している場合には、その地位を受け継いだ者)にあるかどうかを問題とするものである。

(2) 遺産の分割の調停又は審判の申立ての取下げ

遺産の分割の調停又は審判の申立ての取下げについて、次のような規律を設けるものとする。

遺産の分割の調停の申立て及び遺産の分割の審判の申立ての取下げは、相続開始の時から10年を経過した後には、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

(補足説明)

部会資料42の第1の6と同じであり、表現を整えている。なお、改正の際には、取下げの同意擬制(家事事件手続法第82条第3項から第5項まで)について所要の措置を講ずる必要がある。

(3) 遺産の分割の禁止

遺産の分割の禁止の定め及び遺産の分割の禁止の審判の規律を次のように改めるものとする。

- ① 共同相続人は、5年以内の期間を定めて、遺産の全部又は一部について、その分割をしない旨の契約をすることができる。
- ② ①の契約は、更新することができる。ただし、その期間は、更新の時から5年を超えることができない。
- ③ 民法第907条第2項本文の場合において特別の事由があるときは、家庭裁判所は、5年以内の期間を定めて、遺産の全部又は一部について、その分割を禁ずることができる。
- ④ 家庭裁判所は、③の期間を更新することができる。ただし、その期間は、更新の時から5年を超えることができない。
- ⑤ ①から④までの期間は、相続開始の時から10年を超えることができない。

(補足説明)

部会資料42の第2の1及び2と同じであり、表現を整えている。